



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>



年頭挨拶

30周年に向けて始動

安全衛生センター
理事長 可知 洋二



新年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

構成組織・加盟組合の皆様におかれましては、安全衛生センターの諸活動に対し、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、『第13次労働災害防止推進計画』（愛知労働局策定）がスタートしましたが、昨年は夏の記録的猛暑の影響もあり、一昨年よりも労働災害が増加し、極めて憂慮すべき状況となっています。“労働災害による犠牲者を一人も出さない”という覚悟で、それぞれの職場実態を把握し、これまでとは異なる視点も取り入れながら、労使一体となって安全対策を強力に推し進めていただくようお願いいたします。

本年4月からは「働き方改革関連法」が順次施行されます。私たちを取り巻く労働環境は大きく変わろうとしており、労働組合としても、これまでの働き方、意識を根本から見直し、労働者の視点に立った魅力ある職場づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

特に、過労死やメンタル不調が社会問題としてクローズアップされる中、長時間労働や過重労働の是正、職場のストレス等によるメンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいただくとともに、意欲と能力のある労働者が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援に向けた体制整備も進めていく必要があります。

2019年は己亥（つちのとい）。己は、足元を固めて次の段階をめざす準備をする年、亥は無病息災の象徴と言われています。災害のない年になることを願うとともに、働く仲間の安全と健康を守る取り組みを、すべての加盟組合に拡げるしかけを模索し、安全衛生センター設立30周年に向けて、センター機能を強化していく所存ですので、各構成組織におかれましては、引き続きのご理解とご協力をお願いします。



インフルエンザ警報発令

愛知県では昨年12月27日、“インフルエンザ警報”が発令された。

インフルエンザは毎年1月から3月にかけて流行する。

鼻水、くしゃみ、せきなど一般的な風邪の症状に加えて38度以上の発熱や頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れるインフルエンザ。

予防対策には万全の注意をはらうとともに、職場での蔓延防止対策も徹底してください。

フルハーネス型墜落制止用器具 着用義務化 2019年2月1日施行



フルハーネス型墜落制止用器具

胴ベルト型安全帯

これまで、高所作業に従事する作業者の墜落制止用器具（安全帯）は「胴ベルト型」が広く使われていたが、胴ベルト型は、墜落制止時の衝撃による内臓の損傷や宙ぶり状態でのベルトによる胸部圧迫などを起こす恐れがあり、死亡災害も発生していた。こうした状況を踏まえ、労働安全衛生法令が改正され、2月1日から、墜落制止用器具は原則としてフルハーネス型の使用が義務付けられる。

高さ6.75メートルを超える場所で墜落の危険のある場合は、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しなければならない。

※「安全帯」は「墜落制止用器具」に名称変更される。

高さ2メートル以上の作業床を設けることが困難な場所で、フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業者は、安全衛生特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）の受講が義務付けられる。

墜落制止用器具は、国が定めた構造規格に適合したものを使用しなければならない。

<経過措置>

ただし、2019年8月1日前に製造された安全帯は、2022年1月1日までの間要求性能墜落制止用器具とみなす。また、2019年8月1日前に製造された安全帯であっても、改正後の安全帯の規格に適合するものについては、墜落制止用器具として2022年1月2日以降も使用できる。

安全衛生クイズ 基本編 19

事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を【 】ごとに1回、定期的に、統一的に行うこととされている。

- ア. 1月以内
- イ. 6月以内
- ウ. 1年以内

（労働調査会「労働安全衛生広報（別冊）」より）

※答えと解説は裏面



全国産業安全衛生大会 I N横浜 報告



「横断歩道ゼロ達成事例から学んだこと」

安全衛生センター理事 西川 智雄
＜愛知製鋼労働組合（基幹労連）＞

今回は「安全管理活動分科会」を重点的に聴講し、特に印象に残ったビューテック株東海事業所 袋井営業所殿の「フォークリフトと人との完全分離を目指した3年間」について報告する。

取り組みの背景として、場内を網目のようにフォークリフトが往来する中、至る所に横断歩道が存在し、リフトと人が交錯する非常に危険な場所が多かった現状があった。当初は危険箇所をなくす！という強い思いで、①歩行経路は建屋外周へ ②リフト通路は1本へ ③横断歩道は11本から最低限必要な1本へ削減という3本柱で取り組み、見事達成した。その後も活動を進化させ、ステップアップした次の目標「横断歩道ゼロ＝完全分離」をメンバー全員でやり切った素晴らしい内容であった。

この事例に凄みを感じた点は、活動を進める中でメンバーの意識が高まり、「1本の横断歩道でさえ、リフトと接触する危険箇所である」と捉えて、横断歩道を場内に設置しない『完全分離』に最後までこだわって取り組んだことだ。その結果、リフト・運搬・管理といったそれぞれの作業者の声に再度耳を傾け、一步も二歩も踏み込んで知恵を出し合い、徹底的に話し合い、更なるレイアウト変更につなげた。

私は、本事例から「活動の本質を見極める」、「決めたことはやり切る」、「メンバーと徹底的に話し合う」ことの重要性を改めて学ぶことができた。今後は取り組み事項の完遂、作業者の意見確認を実践し、災害のない安全な職場づくりに向けて取り組んでいきたい。



「交通運輸産業にも光を」

安全衛生センター理事 大井 敦生
＜全日通労働組合（運輸労連）＞

私自身が交通運輸産業に携わっていることもあり、最も身近な「ゼロ災運動／交通安全分科会」を聴講した。

特に印象に残ったのは、主催者である中央労働災害防止協会の特別報告「ドライブレコーダーを活用した日々の交通危険予知」である。交通KYは作業KYとやり方が異なり、1回行うのに時間がかかる、日常活動に組み込みにくいなど、活動の必要性は認めるものの、なかなか実践に結びついていないというのが現状のように思われる。

今回の提案は、ドライブレコーダーに実際に記録された映像を見て行う交通KY活動であった。近年、ドライブレコーダー導入企業が多いこと、記録された事故やヒヤリハットの映像はインパクトがあり、さらに同じ社内のものであれば発生場所も分かるため、従来のKYシートによる活動に比べて、より身近で自分に起こりうる問題として捉えやすくなると感じた。

今回の大会で残念だったのは、昨年まで別々であった「ゼロ災運動分科会」と「交通安全分科会」が一本化されたこと、さらに2日間で延べ200項目以上ある研究発表の中で、交通安全に関わるものはたった1つ、特別報告を加えてもわずかに2つだったことである。交通安全はできて当たり前。どうしても目立たない、事例発表もしにくい地味な活動が多いが、今後も日々、決して手を抜くことなく取り組んでいきたい。



「万が一の事態に備えて」

安全衛生センター事務局長 浜 博幸
＜連合愛知 労働政策局長＞

「ワークスタイル変革等分科会」では各社から転倒防止、働きやすい職場環境の整備、健康づくりなど様々な取り組み事例の報告があった。その中で最も印象に残ったのは、保健師さんの視点で、社員が心肺蘇生法、AEDや応急手当の正しい知識と手技を身につけることや、傷病者を発見した人だけでなく周囲の社員等と助け合って“救命の連鎖”をつなげることが重要であることを理解させ、実技を中心に体得させる取り組み報告であった。

まず「早期認識と通報」の理解として、①工場内の健康管理室に通報してから、産業医や看護師などスタッフが発生現場に到着するまでの所要時間を記載した工場MAPを作成 ②健康管理スタッフの到着前に、発見者の素早い対応により蘇生の可能性が高くなることなどを社員に理解させる取り組みを進めてきた。また、傷病者の発生場所も、朝礼が始まる前の工場やトイレなど、その場で処置することが難しい場所を設定し、場面に応じた救命措置ができるように訓練をしたとの報告であった。

自職場でも傷病者発生時の初期行動が重要であることを再認識し、AEDの設置場所など確認して、仲間の万が一の事態に備えたい。

安全衛生クイズ基本編 ⑱

【答え】イ

＜労働安全衛生規則第619条第一号＞

事業者は、日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期かつ統一的行わなければならない。